

厚生労働省
群馬労働局発表
令和3年12月28日

【照会先】

群馬労働局労働基準部労災補償課
課長 吉澤 伸彦
労災管理調整官 島田 千尋
(電話) 027-896-4738

報道関係者各位

業務で新型コロナウイルスに感染した場合 労災保険給付の対象となります

～ 業務で新型コロナウイルスに感染した方「196名」を労災認定 ～

群馬労働局（局長 丸山陽一）では、新型コロナウイルスに感染したとして労災保険の請求があった方196名（令和3年11月30日現在）について、業務上災害として認定しております。業務によって感染した場合には、労災保険給付の対象となりますので、改めてご案内いたします。

1 労災保険の対象となるのは

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
 - 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
 - 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
 - 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象
- ◎ 詳しくは、厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp>)
「新型コロナウイルスに関するQ&A」をご覧ください。

2 労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、療養補償給付（治療費等）、休業補償給付（休業4日目から）、遺族補償給付等の保険給付を受けられます。

また、保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

3 労災請求・認定状況（令和3年11月30日時点）

	請求件数	決定件数	うち支給件数
医療従事者	129	128	128
医療従事者以外	80	68	68
合計	209	196	196

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等（群馬労働局）

令和3年11月30日 現在

業種	請求件数	決定件数	うち支給件数
1. 医療従事者等	129 (0)	128 (0)	128 (0)
医療業	53 (0)	53 (0)	53 (0)
社会保険・社会福祉・介護事業	75 (0)	74 (0)	74 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育、学習支援業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
複合サービス事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
製造業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
2. 医療従事者等以外	80 (1)	68 (1)	68 (1)
農業、林業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建設業	14 (1)	13 (1)	13 (1)
製造業	21 (0)	20 (0)	20 (0)
情報通信業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
運輸業、郵便業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
卸売業、小売業	14 (0)	14 (0)	14 (0)
学術研究、専門・技術サービス	0 (0)	0 (0)	0 (0)
金融業、保険業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不動産業、物品賃貸業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	11 (0)	4 (0)	4 (0)
生活関連サービス業、娯楽業	3 (0)	0 (0)	0 (0)
教育、学習支援業	1 (0)	1 (0)	1 (0)
医療業	7 (0)	7 (0)	7 (0)
社会保険・社会福祉・介護事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
複合サービス事業	2 (0)	2 (0)	2 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	7 (0)	7 (0)	7 (0)
3. 海外出張者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
製造業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
卸売業、小売業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活関連サービス業、娯楽業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	209 (1)	196 (1)	196 (1)

未決： 13 件

支給： 196 件

※1 群馬労働局から厚生労働省に報告済の件数です。

※2 業種は「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）によっています。

※3 「医療従事者等」とは、患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事する者をいいます。

※4 () 内は遺族請求（死亡）に係る件数で、内数です。

※5 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ、変更することがあります。

